

基本財産担保提供承認申請について

【申請にあたって】

1. 申請書及び各添付書類ともに各 2 部のご提出をお願いします。
2. 担保提供前に申請いただくことが原則ですが、やむを得ない事情により事後になる場合は、当室と相談、協議を経た上で、遅延理由書のご提出をお願いします。

【添付書類について】

書類名		備考
必ず添付するもの		
1	新定款	
2	理事会及び評議員会の議事録	写し
3	財産目録	前年度末日のもの(法人全体分)
4	担保提供物件の登記事項証明書(登記簿謄本)	原本又は写し(発行後3ヶ月以内のもの)
5	担保提供物件の評価書等	原本又は写し
6	借入金に係る貸付決定(内示)書	写し
7	金銭消費貸借契約書	写し
8	借入金年次償還計画書	
9	借入金年次償還財源贈与契約書等	写し ※贈与者が法人である場合は、当該法人の定款、贈与についての役員会議事録謄本、過去 2 年間の収支決算書、法人登記簿謄本の写し。
10	借入金で行った、又は行う事業の収支計算書	
法人の自己資金を償還財源とする場合に添付する書類		
11	償還財源説明書	任意様式 ※財源の出所及び償還額の根拠がわかる計算書
12	当該年度収支予算書	
13	前年度収支決算書	